



Symantec Validation and ID Protection Service (VIP) サービス記述書

はじめに

Symantec Validation and ID Protection (VIP) オーセンティケーションサービスを利用すると、オンラインサービスのプロバイダや企業は二要素認証を活用してアプリケーションのセキュリティを向上でき、アイデンティティの盗難から消費者を守ることができます。VIP ネットワークでは、消費者は、単一の第二要素認証クレデンシャルを VIP が有効となっているすべての Web サイトで利用できるようになります。VIP ネットワークは、Symantec VIP ネットワークの規定（以下「VIP 規定」）により管理されます。VIP ネットワークには、Symantec のホームページ上のリンクからアクセスします。本サービス記述書には、VIP オーセンティケーションサービスの主要要素の概要と、VIP ネットワークにおける各ロールとその責務を記載します。

VIP オーセンティケーション サービスでは、企業による第二要素認証の配置と受け入れを可能にする、Symantec が運用する共有認証基盤を活用するため、認証基盤の管理/運営に伴う企業自身による作業は必要ありません。エンドユーザが 1 つのデバイスを使用して複数の Web サイトでのセキュアな取引を実行できるようになることから、日々の Web 利用に強力な認証を容易に取り入れられるようになります。

VIP オーセンティケーション サービスの主要構成要素は以下のとおりです。

- ワンタイムパスワード (OTP) クレデンシャル (VIP クレデンシャル)
- Web サービス API
- クレデンシャル管理のための Web サービス
- Symantec の信頼される基盤を活用した、オフサイトの一元化されたプロビジョニングと認証のサービス
- VIP Manager - VIP 認証サービスの顧客にサービスの構成と管理の機能を提供する、Symantec がホスティングする Web ポータル

VIP における役割と責務

a. ネットワークオペレータ

Symantec は、ネットワークオペレータとして、VIP ネットワーク全体における VIP クレデンシャルを使用するための基盤を運用します。

b. 依拠当事者

「依拠当事者」とは、第二要素認証として VIP クレデンシャルを受け取る機関をいいます。

c. クレデンシャル発行者

「クレデンシャル発行者」とは、VIP ネットワークで VIP クレデンシャルを発行する権限を有する機関をいいます。

d. 利用者

VIP クレデンシャルの「利用者」とは、依拠当事者の Web サイトにおける第二要素認証に使用できる VIP クレデンシャルを正規に所有する個人をいいます。

VIP サービスの構成要素

e. クレデンシャル

VIP クレデンシャル（クレデンシャル）は、共有鍵と一意のクレデンシャル ID の両方で構成されます。共有鍵とは、クレデンシャル、ソフトウェア、または利用者が物理的に所有するハードウェア デバイス（以下「デバイス」）あるいはそれに組み込まれたもののいずれかあるいは両方によって保護され、依拠当事者の Web サイトで利用者が使用するものをいいます。デバイスとネットワークオペレータにより VIP クレデンシャルが使用されて、OTP 値が生成されます。生成には代表的な暗号化アルゴリズムが使用されます。デバイスによって OTP が生成されると、そのデバイスのために生成された OTP 値をネットワークオペレータが比較できるようになり、両方の値が一致すれば、VIP クレデンシャルの有効性が証明されます。VIP クレデンシャルは匿名であり、依拠当事者の Web サイトでローカルユーザのアイデンティティに関連付けられる場合に第二認証要素となります。

f. VIP クレデンシャルのプロビジョニング

ハードウェア デバイスに実装される VIP クレデンシャルは、製造時に設定されるか、製造後に動的にプロビジョニングされ、ネットワーク運営者のみが把握できます。デバイスの外からは VIP クレデンシャルにアクセスできません。デバイス内には、VIP クレデンシャルを格納するための空間があり、内部のアプリケーションだけが VIP クレデンシャルにアクセスできます。VIP クレデンシャルにアクセスするためには、デバイスを物理的に分解する必要があり、そのような行為を行えば、VIP クレデンシャルが使えない状態になります。VIP クレデンシャルがソフトウェア デバイス内に格納される場合は、ソフトウェア デバイスだけがアクセスできる暗号鍵を使用して暗号化されます。

前述の VIP クレデンシャルのプロビジョニング段階では、ネットワークオペレータが、クレデンシャルのコピーを暗号化された形式でネットワークオペレータのデータセンター内に安全に格納します。VIP クレデンシャルの暗号化には、TripleDES 暗号化アルゴリズムが使用されます。

g. VIP クレデンシャルの発行と配布

クレデンシャル発行者は、VIP クレデンシャルを利用者に対して発行することに責任を負います。かかる VIP クレデンシャルの配布手配は、各クレデンシャル発行者によって管理され、実行されます。

クレデンシャル発行者は利用者への VIP クレデンシャルの発行に際し、以下を行うこととします。

- VIP 規定によって義務付けられている事項を履行して、利用者のすべてのアイデンティティ情報を取得する。
- VIP 規定によって義務付けられている事項を履行して、VIP クレデンシャルのすべてのアイデンティティ情報を取得する。
- ネットワークオペレータから提供された VIP クレデンシャルの使用条件を利用者に順守させる。

h. Symantec VIP クレデンシャルの発行と配布

Symantec は、「Symantec VIP ID センター」の Web サイト（以下「ID センター」）を通じてクレデンシャル発行者としての行為を履行し、VIP クレデンシャルを利用者に配布します。利用者は、ID センターを使用して、ユーザ名とパスワードで保護されるアカウントを作成でき、また、VIP クレデンシャルの購入も可能です。Symantec は利用者に対し、購入された VIP コンフィデンシャルを利用者によって指定された住所に送付します（ハードウェア クレデンシャルの場合）。また、既存のハードウェア デバイスに対する要求がある場合には、他の何らかの方法（たとえば、携帯デバイスに対する無線による設定やアクティベーション）により、その要求を遂行します。

依拠当事者は利用者に対し、VIP クレデンシャルを ID センターから直接購入するよう指示できます。Symantec は、VIP ポータルを使用して発行されるすべての VIP クレデンシャルの発行者とな



り、VIP ポータルにおいて利用者がVIP クレデンシャルを認証/アクティベートするための自動化されたセルフサービス型のインターフェイスを提供します。

i. 共同ブランドアイデンティティ プロテクションセンター

依拠当事者は、自社ブランドを使用した共同ブランドのIDセンター（以下「共同ブランドセンター」）を構築する方法も選択できます。共同ブランドセンターはVIP ポータルと同じ機能を備えます。共同ブランドセンターを通じて発行されたクレデンシャルについては、Symantec がクレデンシャル発行者となります。

j. VIP クレデンシャルの認証

利用者が自身のVIP クレデンシャルに対するアクティベーションのプロセスを完了し、依拠当事者の Web サイトのアイデンティティに関連付けられた段階で、依拠当事者はその利用者に対し、第二要素認証用にVIP クレデンシャルのOTP を入力するよう要求します。依拠当事者は、利用者の第一要素クレデンシャルを認証し、依拠当事者のローカルのユーザストアからVIP クレデンシャルID を取得した上で、VIP クレデンシャルID とOTP の両方をネットワークオペレータに転送して認証を実行させます。そして、ネットワークオペレータが依拠当事者に対し、認証が有効または無効であるというメッセージを返します。

k. VIP Manager

VIP Managerは、Symantecがホスティングする、VIP 認証サービスの構成と管理のための Web ベースのポータルです。VIP 認証サービスの顧客は、サービスパラメータの構成とレポートの実行を目的としてこのポータルにアクセスできます。VIP マネージャへのアクセスについては、ユーザー名、パスワード、およびVIP クレデンシャルによってコントロールされます。

VIP ソフトウェアの構成要素

l. VIP 構成/管理コンソール

VIP 構成/管理コンソールには、VIP のメンバが自分自身のVIP ネットワーク アカウントを構成し、VIP クレデンシャルのライフサイクルを管理するための構成要素が含まれており、これらの構成要素はVIP ソフトウェアの一部としてインストールされます。管理コンソールによって提供されるVIP クレデンシャルのためのサービスは以下のとおりです。

- VIP クレデンシャルのアクティベーション
- VIP クレデンシャルのロックと解除
- VIP クレデンシャルの無効化/有効化
- VIP クレデンシャルの同期化
- VIP クレデンシャルのための一時パスコード管理

m. VIP API

VIP ネットワークでカスタム アプリケーションを開発するためのAPI が用意されており、VIP クレデンシャルの認証や同期化に加え、VIP クレデンシャルのライフサイクルを管理するためのあらゆる機能を利用できます。

2. 監査証跡

重大なイベントについては、Symantec によってトランザクションごとに記録されます。イベントの機密性に応じて、複数の媒体に別々に監査レコードが保存されます。成功/失敗した認証、成功/失敗



したアクティベーションを含むすべての OTP トランザクションに対して、監査証跡が作成されます。また、VIP 管理コンソールの機能として、個々の管理者によって実行された機能が記録される監査ログも含まれています。



Symantec VIP (VIP) オーセンティケーション サービス条件

1. 定義

以降に記載する VIP オーセンティケーションサービス条件において太字で記されている用語については、以下の意味で使用することとします。

「規約」とは、本サービス記述書に記載されている、Symantec から顧客に対して提供されるすべての VIP 製品およびサービスに関して、Symantec と顧客の間で締結されたマスター サービス規約をいいます。

「クレデンシャル発行者」の定義については、VIP 規定に記載されているとおりとします。

「顧客」とは、本規約とそれに付随して実行されるサービス注文書において、クレデンシャル発行者（かつ、場合によっては依拠当事者）となる当事者をいいます。

「デバイス」の定義については、VIP 規定に記載されているとおりとします。

「利用者」の定義については、VIP 規定に記載されているとおりとします。

「ネットワークオペレータ」の定義については、VIP 規定に記載されているとおりとします。

「依拠当事者」の定義については、VIP 規定に記載されているとおりとします。

「サービス注文書」とは、顧客が VIP 製品およびサービスの一部またはすべてを購入することに合意し、Symantec と顧客の間で実行される注文書をいいます。

「Symantec 資料」とは、Symantec が顧客に対して提供する情報をいい、本規約に基づく VIP ネットワークおよび VIP クレデンシャルのプロモーション、マーケティング、配布、または販売の目的で顧客が使用することが認められた、VIP 関連の販売資料とマーケティング資料で構成されます。

「VIP クレデンシャル」の定義については、VIP 規定に記載されているとおりとします。

「VIP クレデンシャル 利用者規約」の定義については、第 6 条の (a) 項に記載されているとおりとします。

「VIP ネットワーク」の定義については、VIP 規定に記載されているとおりとします。

「VIP 規定」とは、Symantec の Web サイトのレポジトリに掲載されている規定書類をいい、条件に従って随時改正されます。

「VIP サービス」とは、VIP クレデンシャル、VIP マネージャ、VIP ソフトウェア、および VIP ネットワークへのクレデンシャル発行者または依拠当事者としての顧客の参加に付随して Symantec から顧客に対して提供されるすべてのサービス（これらのサービスの一部は、本サービス記述書に記載されていません）をいいます。

「VIP ソフトウェア」とは、本規約に基づいて Symantec が顧客に提供し、本規約および VIP 規定に基づいてクレデンシャル発行者または依拠当事者のいずれかまたは両方としての義務と責任の遂行を可能にする、Symantec のソフトウェアをいいます。

2. 任命と許可

(a) **任命**：Symantec は本規約の条件に従い、適用されるサービス注文書に明記されている立場で VIP ネットワークに参加する非独占的かつ譲渡不能な権利を顧客に付与します。Symantec は、クレデンシャル発行者となることに顧客が同意した場合には、VIP クレデンシャルを利用者に対してプロモーション、マーケティング、販売、および配布する非独占的で譲渡できない権利を付与します。本規約に記載された当事者間での相互の合意がない限り、顧客が VIP クレデンシャルの他の再販業者または販売店を任命することはできません。

(b) **許可**：顧客には、顧客自身が依拠当事者またはクレデンシャル発行者のいずれか（または、該当する場合には両方）であることを表明することは認められていますが、Symantec と提携関係があると表明することは認められません。顧客には、Symantec、VIP ネットワーク、および VIP クレデンシャルに関するかかる事実のみを Symantec が Symantec の Web サイトやその他の出版物（Symantec 資料を含む）に掲載したとおりに表明することが認められています。

3. 料金、サービスの開始、タイトルと保証

(a) **料金**：適用されるサービス注文書に「初回発生料金」として指定されている料金については、最初のサービス期間に対してのみ適用され、サービス開始日以降に請求されます。「毎回発生料金」に指

定されている料金については、サービス期間ごとに発生し、かかる期間の開始時に請求されますが、最初のサービス期間に関連するものである場合に限り、サービス開始日以降に請求されます。クレデンシャル発行者となる顧客の場合、「サービス開始日」とは、(A) 適用されるサービス注文書に基づいて顧客が注文したデバイスが顧客宛に出荷された日と (B) 適用されるサービス注文書に基づいて購入された VIP オーセンティケーションサービスの提供を Symantec がかかるデバイスに関連して開始した日のうちのどちらか遅い方をいいます。依拠当事者となる顧客の場合、「サービス開始日」とは、Symantec が依拠当事者である顧客に対して適用されるサービス注文書に基づいて VIP オーセンティケーションサービスの提供を開始した日をいいます。

(b) **タイトル、保証**：当事者間相互の同意がない限り、本規約に基づいて販売されるいかなるデバイスも、Symantec からの出荷時には、(クレデンシャル発行者である) 顧客または顧客が指定した当事者に渡されます。Symantec ではなく顧客がクレデンシャル発行者としての立場になることに顧客が同意した場合、当初のデバイス出荷日から 3 年後までの間に不具合が見つかったデバイスについては、Symantec が (Symantec の判断によって) 修理または交換します。かかる保証は、本規約に基づいて販売されるデバイスの欠陥または故障に対する顧客にとっての唯一の救済手段であり、Symantec にとっての唯一の責任となります。

4. 顧客の義務

(a) **依拠当事者**：顧客が依拠当事者としての立場になる場合、顧客は Symantec に対し、(i) VIP 規定をよく読んで依拠当事者の義務を理解した上で、(ii) VIP 規定に記載されている依拠当事者の義務を商業的に妥当な方法で順守するよう取り組むことを表明し、保証することとします。

(b) **クレデンシャル発行者**：顧客がクレデンシャル発行者としての立場になる場合、顧客は Symantec に対し、(i) VIP 規定をよく読んでクレデンシャル発行者の義務を理解した上で、(ii) VIP 規定に記載されているクレデンシャル発行者の義務を商業的に妥当な方法で順守するよう取り組むことを表明し、保証することとします。

(c) **共同ブランドセンター**：依拠当事者である顧客が (本サービス記述書に定義されている) 共同ブランドセンターを購入する場合、顧客は、(A) 共同ブランドセンター経由での Symantec による利用者のデータの取得および使用を許可するのに必要となるすべての権利と承認を顧客が有すること、(B) Symantec が顧客に代わって共同ブランドセンターを運用、所有していることを利用者に通知するための免責条項または他の通告が含まれることを保証することとします。

(d) **履行の方法**：顧客は、(i) VIP ネットワーク (および、クレデンシャル発行者である場合は VIP クレデンシャル) のプロモーション、マーケティング、配布、販売に商業的に合理的な方法で取り組み、(ii) VIP ネットワークおよび Symantec の営業権や評判に常に好意的な適切かつプロフェッショナルらしい方法でビジネスを遂行し、(iii) Symantec、VIP ネットワーク、または VIP クレデンシャルに関連する虚偽あるいは紛らわしい表明、保証、または約束をせず、かつ、(iv) 本条件に記載した義務の遂行に適用されるすべての連邦法、州法、地方慣習、および規制に従うこととします。

(e) **マーケティング**：Symantec は顧客に対し、VIP ネットワークおよび VIP クレデンシャルのいずれかまたは両方のプロモーション、マーケティング、配布、販売を目的として、Symantec 資料を提供することとします。顧客による Symantec 資料の使用については、以下の第 7 条 (a) 項 (ライセンス付与) で付与されるライセンスの対象となります。

(f) **VIP ネットワークのプロモーションとロゴの使用**：顧客は、VIP 規定による意図に従って顧客自身が VIP ネットワークに参加していることを表明します。Symantec は顧客に対し、Symantec の商標使用のガイドラインに従って顧客の Web サイトに Symantec のロゴを掲載する権利を認めます。顧客は、VIP クレデンシャルを受け付けるすべての Web サイト (これには、ログインページおよび OTP 入力ページが含まれますが、これらに限定されるものではありません) の目立つ場所に VIP ロゴを掲載することとします。本規約において使用が認められている Symantec のいかなる種類の商標、製品名、ロゴについても、使用以外にはいかなる権利も顧客に与えられないこととします。クレデンシャル発行者である顧客は、VIP ネットワークで使用するために顧客が購入するすべてのデバイスに Symantec が承認した形で VIP ロゴを付けることに同意することとします。

5. Symantec の義務

(a) **ネットワークオペレータ**：VIP ネットワークのネットワークオペレータである Symantec は、VIP 規定に記載されているネットワークオペレータとしての義務を順守することに商業的に合理的な方法で取り組むことを表明し、保証します。

(b) **履行の方法**：Symantec は、(i) VIP ネットワークのプロモーション、マーケティング、配布、販売に商業的に合理的な方法で取り組み、(ii) VIP ネットワークに常に好意的な適切かつプロフェッショナルらしい方法でビジネスを遂行し、(iii) VIP ネットワーク、または VIP クレデンシャルに関連する虚偽あるいは紛らわしい表明、保証、または約束をせず、かつ、(iv) 本条件に記載した義務の遂行に適用されるすべての連邦法、州法、地方慣習、および規制に従うこととします。

(c) **VIP ネットワークのプロモーションとロゴの使用**：顧客は Symantec に対し、顧客の商標使用のガイドラインに示されているいずれかの方法で Symantec の Web サイトに顧客のロゴを掲載する権利を認めます。

6. VIP クレデンシャルの注文に関する義務

(a) **利用者規約**：クレデンシャル発行者である顧客が利用者に対してデバイスを発送する場合、顧客は、本説明書に添付されている別紙 A の記載内容と実質的に同様の条件（以下「VIP クレデンシャル利用者規約」といいます）をいかなる利用者にも順守させることとし、商業的に合理的な方法でかかる条件を利用者に対して施行することとします。

(b) **VIP ネットワーク提供の中止**：Symantec が VIP サービスの一般出荷を中止する場合、Symantec は、6 カ月以上前に顧客に対して書面で通知することとします。かかる通知を受け取った段階で、(i) 依拠当事者である顧客は、利用者の VIP クレデンシャルのアクティベーションおよび関連付けを実行できる依拠当事者の Web サイト上に一般提供の中止に関するかかる通知を掲載することで利用者に通知し、(ii) クレデンシャル発行者である顧客は、いかなる VIP クレデンシャルの配布もただちに中止することとします。クレデンシャル発行者である顧客には、顧客が VIP クレデンシャルを発行した利用者に対して使用するために顧客サイトバージョンの VIP サービスを購入するという選択肢（Symantec との相互合意が可能な規約の締結の対象となります）があります。

(c) **打ち切りまたは満了の発効**：クレデンシャル発行者である顧客の義務の打ち切りまたは満了に際しては、Symantec の重大な不履行の結果である場合を除き、VIP 規定の条件に従ってクレデンシャル発行者によって発効されたいかなる VIP クレデンシャル（VIP 規定の定義による）についても、Symantec がクレデンシャル発行者となることとします。クレデンシャル発行者はかかる満了または打ち切りに際し、VIP ネットワークおよび VIP クレデンシャルのプロモーション、マーケティング、および販売を中止することとします。

7. Symantec 資料

(a) **Symantec 資料のライセンス付与**：Symantec は顧客に対し、非独占的で譲渡不能かつサブライセンス不能な以下の権利とライセンスを付与します。(i) 適用されるサービス注文書の期間内に VIP ネットワークおよび VIP クレデンシャルのマーケティング、プロモーション、および再販を目的としてのみ、Symantec 資料を使用すること、また、(ii) かかる目的に使用することが明確である Symantec 資料に対して、Symantec が提供するブランド使用ガイドラインに沿った方法で顧客の商標またはその他のブランド（以下「顧客ブランド」）を追加するという形の変更を加えること（いずれの場合も、Symantec の書面による承認を得ることが条件となります）。かかる形で変更された資料はすべて、適用されるサービス注文書のもとで Symantec 資料としてみなされ、提供されますが、Symantec は顧客ブランドに対し、いかなる権利も有しないこととします。Symantec は、本項に従ってライセンスされたか当事者間で別段定めた書面による同意がある場合を除き、Symantec 資料やその他の資料、Symantec の商標、商標名、サービスマーク、商号、または営業権のいかなる権利も付与しません。顧客は、適用されるサービス注文書の期間内あるいは満了または打ち切りの後のいかなる段階であっても、Symantec 資料またはその他の資料、あるいは Symantec に帰属するかライセンスされているいかなる商標、商標名、または製品称号の有効性に悪影響を及ぼす恐れのある意図や行為（これには、顧客ブランドを除く、Symantec 資料に記載されているいずれかの商標や著作権を登録する行為や登



録しようとする行為が含まれますが、これらに限定されるものではありません)を主張あるいは申し立てないことに同意することとします。

(b) **紛らわしい使用の禁止**：顧客は、Symantec の商標、商標名、あるいは製品名であるかのような誤解を与える恐れのある、類似するいかなる商標、商標名、あるいは製品名も使用しないこととします。

(c) **継続権の禁止**：顧客は本サービス記述書で意図するサービスの満了または打ち切りに際し、(i) すべての VIP ソフトウェアの使用と (ii) すべての Symantec 資料の掲載、広告、使用をただちに中止した上で、それ以降も、Symantec 資料のいずれかの部分に類似する（あるいは紛らわしい）商標、商標名、あるいは Symantec または Symantec のいずれかの製品に付随する製品称号のいずれも使用、広告、または掲載しないこととします。

8. 保証の否認

本規約、VIP 規定、または適用されるサービス注文書に明記されている場合を除き、VIP ネットワーク、VIP 製品、および VIP サービスは、「現状のまま」提供されます。Symantec は、明示であるか暗黙であるか、または法定であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性、および第三者の権利を侵害していないことの暗黙の保証を含め、いかなる行為に対するいかなる保証も行いません。



Symantec VIP クレデンシャル 利用者規約

利用者は、本規約に関連して発行される VIP クレデンシャルを使用する前に、Symantec VIP (VIP) クレデンシャルに関する本利用者規約（以下「規約」）を注意深くお読みいただく必要があります。注意: 利用者は、「同意する」をクリックするか VIP クレデンシャルを使用するという行為を行った段階で、クレデンシャルの発行者との間の規約に法的に拘束されます。本規約のすべてに同意できない場合は、VIP クレデンシャルを使用する、あるいは「同意する」をクリックするという行為を行わず、デバイスを返却するか、クレデンシャルのダウンロードを実行しないかのどちらか該当する行為を選択してください。

1. 定義: 別段の記載がない限り、本規約において鉤括弧（「」）で囲まれている用語については、本規約の本条（第 1 条）で定義された意味を持つものとします。

「発行者」とは、利用者が VIP クレデンシャルを申請し、その VIP クレデンシャルを利用者に対して発行した機関をいいます。

「依拠当事者」とは、VIP クレデンシャルを Web サイトにおける第二要素認証のために受け取る機関をいいます。

「Symantec」とは、Symantec Corporation. をいいます。

「VIP クレデンシャル」とは、デジタル証明書に格納されているかハードウェア デバイ스에組み込まれている秘密情報または共有鍵をいいます。

「VIP デバイス」とは、本規約に関連するハードウェア デバイス（利用者に対して発行されている場合）をいいます。

「VIP ネットワーク」とは、第二要素認証の利用を推進することで自社アプリケーションのセキュリティを高め、自社の消費者の利益やアイデンティティ盗難からの自社の消費者の保護を実現しているオンラインサービスの提供者や企業のネットワーク基盤をいいます。かかる VIP ネットワークは、ネットワークオペレータとして Symantec が運用し、VIP 規定が適用されることとします。

「VIP 規定」とは、<https://www.symantec.com/about/legal/repository.jsp> に掲載されている、Symantec VIP ネットワークポリシーをいいます。

2. 使用の範囲: VIP クレデンシャルは、VIP ネットワーク内でのみ使用されます。利用者による VIP クレデンシャルの使用については、具体的には以下のように制限されることとします。

(i) 利用者は、依拠当事者の Web サイトでのみ VIP クレデンシャルを使用し、VIP 規定および関連する法規制を順守すること。

(ii) 利用者は発行者である Symantec と依拠当事者に対し、かかる依拠当事者が利用者の VIP クレデンシャルを利用者のアイデンティティと関連付けて VIP ネットワークにおいて使用できるようにするために、要求された正確な情報を常に提供すること。

(iii) 利用者は、VIP クレデンシャルを安全かつ正しい所有方法で保管し、何らかの理由（たとえば、VIP クレデンシャルが保存されている携帯電話を新しい携帯電話に交換した、あるいは、VIP デバイスや VIP クレデンシャルが格納されているハードウェア デバイスを紛失したなど）で VIP クレデンシャルを紛失した場合には、ただちに発行者に通知すること。

利用者が VIP クレデンシャルまたは VIP デバイスをサブライセンス、販売、貸出、賃貸、または配布する行為を行うことは、明確に禁止されています。Symantec または発行者の単独の判断により、利用者が本規約に従って使用することを怠ったか、VIP ネットワークのセキュリティまたは完全性を危殆化する方法で使用していることが判明した場合、VIP ネットワークの運用者である Symantec は、利用者による VIP クレデンシャルの使用を一時的あるいは永続的に中止させる権利を有することとし、発行者は本規約を自動的に解除できる権利を有することとします。

3. VIP ネットワークおよび VIP クレデンシャルの機能と制限

(i) 利用者は、「VIP クレデンシャルとは、VIP ネットワークの依拠当事者による利用者自身の認証を支援し、かかる依拠当事者と利用者との Web トランザクションのセキュリティのレベルを向上させることを意図したものである」ことを理解することとします。依拠当事者は、VIP クレデンシャルを使用することで、完全なセキュリティとは言えないものの、より高い確実性を備えた方法で、利用者が間違いなく利用者自身の言うような人物であることを検証します。VIP クレデンシャルは、まったく欠陥のないというものでもなく、また、アイデンティティの公的な証明に代わるものでもありません。

(ii) 利用者は、インターネットに内在するリスクがあることを理解することとします。利用者は、自分の VIP クレデンシャルにどの程度まで依拠するかを注意深く判断する必要があります。

(iii) 利用者は、本規約が利用者と VIP コンフィデンシャル発行者との間で取り交わされるものであることを理解することとします。Symantec は、VIP ネットワーク全体における VIP クレデンシャルの使用を支援するための基盤を運用します。利用者が適用する VIP クレデンシャルの発行者は、VIP クレデンシャルを利用者に対して発送するための契約を Symantec との間で締結しています。

4. 知的財産権保護: VIP クレデンシャル (VIP クレデンシャルの操作、コード、アーキテクチャ、および実装と、VIP デバイスが提供されている場合は VIP デバイスのルック アンド フィールも含まれます) に関する知的財産は、Symantec の貴重な知的財産です。VIP クレデンシャルおよび VIP デバイスは、米国の特許法と著作権法、および国際貿易条項によって保護されています。本規約は、VIP クレデンシャルまたは VIP デバイスに関するいかなる知的財産権も利用者に与えるものではありません。利用者は、強行法の下でかかる行為を契約によって制限できない範囲を除き、変更、翻訳、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、派生物の作成、あるいはそれに類する何らかの方法によって、VIP クレデンシャルまたは VIP デバイスのいかなるソースコードも発見あるいは取得しないことに同意することとします。

5. 保証の否認: 利用者は、利用者自身の単独のリスクにおいて VIP クレデンシャルを使用することに同意することとします。利用者は、VIP クレデンシャルおよび VIP デバイスが「現状のまま」かつ「提供可能な範囲」で提供されるものであることに同意することとします。発行者および Symantec は、明示であるか暗黙であるか、または法定であるかを問わず、いかなる行為に対するいかなる表明、保証、および条件（これには、商品性、特定目的への適合性、および第三者の権利を侵害していないことの暗黙の保証が含まれますが、これらに限定されるものではありません）も行いません。発行者の販売店、代理店、または従業員には、本保証にいかなる変更、拡張、あるいは追加を行うことも認められていません。

6. 責任の制限。 発行者または Symantec、あるいは Symantec の仕入先や再販者は、いかなる状況においても、また、いかなる法理論、不正行為、契約、あるいはその他の方法においても、利用者またはその他の人物に対して、間接的、特殊、偶発的、あるいは付随的を問わずいかなる損害（これには、営業利益の損害や損失、業務の妨害、業務情報の損失、コンピュータの障害や機能停止、あるいはその他の商業的な損害や損失が含まれますが、これらに限定されるものではありません）についても、かかる損害の可能性を知らされているとしても責任を負わないこととし、VIP コンフィデンシャルの使用に関連して発生する、現実的または知覚的ないかなる損害についても免責されることとします。

7. 一般条項。 本規約は、法原理の矛盾にかかわらず、バージニア州法に準拠します。本規約に記載されている制限および否認については、法が許す最大限の範囲に適用され、契約上、否認あるいは変更できない利用者の管轄権の強行法の下に利用者が有するいかなる権利にも影響しません。本規約の一部に無効、施行不能、あるいは不適切な箇所が見つかった場合も、本規約の他の条項には影響しないこととします。本規約は、両当事者による書面による署名を以ってのみ変更できます。いずれかの当事者が本規約のいずれかの条項の施行を怠った場合でも、その条項および他の条項の以降の施行の放棄とは見なされません。Symantec は、本規約の利益の第三受益者に意図されており、Symantec 単独の判断で Symantec の利益を保護するために必要であると判断した場合は、本規約に基づくかかる法的措置を Symantec として講じることがあります。

利用者は、「同意する」をクリックするか VIP クレデンシャルを使用するという行為を行った段階で、利用者が本規約の条件に目を通して同意したことを確認したことになります。

